

# 問に答えて

山名義順・長沼依山

編集部から、左の諸点について御回答を求めた処、他の方々はお差支えでも、御回答間にあいませんでしたが、浦和の長沼氏と、京都の山名氏から御多忙中御丁寧な御意見を頂きました厚く、感謝致します。

御回答をお願い

した問題

一、幼稚園制度上の希望

二、現在保育の実際上、特に重要と思う点

京都高倉幼稚園長 山名義順

## 一、幼稚園制度上の希望

(イ) 設立上

1、幼稚園設置基準法制化の速進について  
新日本の建設は教育からと叫ばれ、しかもその基盤は幼稚園教育からといわれながら、今日迄幼稚園教育が稍もすると制度の上にも助成の上にも、あらゆる方面において軽視され、無視され勝であつて、戦後すでに七年を絶過しているに不拘、今なお幼稚園設置基準も法制化されない現状は、幼稚園教育の進歩発達をむしろ阻害しているようにさえ思われる。

幼稚園設置基準が法制化されない限り健康教育も期しがたく、私立幼稚園の教育水準を高め、その向上も期せられない。わが国私立幼稚園の内容充実と、その進歩発展のため速かに幼稚園設置基準が法制化されるよう期待する。

2、学校教育法第百二条、但し書の撤廃について

第百二条 私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園は第二条第一項の規定にかゝる

らず当分の間学校法人によつて設置するを要しない

去る八月七日、八日両日兵庫県において開催された、全国私立学校審議会近畿ブロック会議専門部会は、私学法の制定実施以来全国私幼界に、未だかつて一度も提議されなかつた学校教育法第百二条但し書の撤廃に関する兵庫県私審会の提案を思いきつて協議題とし長時間にわたる研究と討議がなされたことはその意義極めて深いものがあつた。この議題は総会において文部当局に対する要望事項として之を可決し、さらに今後近畿ブロック私幼連において充分研究を重ねることになつてゐるが、幼稚園設置基準の法制化に当り、大きく取上げられる重要問題であると思われるから全国私幼関係者の真剣な研究を要望する。

(ロ) 助成上

国又は地方公共団体の助成について

私学法の制定実施と共に私立幼稚園も、私立の小、中学校同様、その自主性と公共性が認められ、国又は地方公共団体の私学助成の法的根拠が与えられ、年と共に相当数の府県が、私幼に対する助成を予算化するに至つた

ことは、私幼發展のためまことによるこびにたえない。しかしながら全国私幼全般に一樣に助成金交付の実現を見るまでは、前途なを遙遠なる目標の感があることは遺憾である。

もとより個々の私立幼稚園が現状のまゝで甘んじてよいとは決して考えるものではなく国家の要請する教育体系に対応し、全力を挙げて、施設の充実はかり、教育の理想と信念に生き、各々特色ある幼稚園教育に力を尽している実績を認め、国又は地方公共団体はむしろ進んで私幼教育發展の爲、出来る限り多額の助成金交付の途を講ぜられんことを希望してやまない。

## 二、現在の保育の實際上

### 特に重要と思う点

#### (イ) 保育方針につき

宗教、芸術渾融一如の保育観を中軸とする平和生産教育へ

フレーベルの劳作教育の原理を深く探求し聖なるもの、美しいものにあこがれる宗教、芸術一如の平和生産教育が重要である。

かつて、御影の常春幼稚園（戦災のため焼失）に任んで居た頃、もう退職されたが、明

石女師附属幼稚園の玉田主任教諭は、年に一回の研究保育の公開に、必ず毎年のように土にしたしみ、花を培う保育をしておられたことを思い出す。そこには教師と園児が一体となる協力と和があり、歓喜にみちた生活経験の場がかもし出されて、感動深いものであつた。

もとより、音楽や絵画やリズム遊びの芸術経験の保育の大切なことは、今更いうまでもないが、手業による劳作保育として、木工作業などをもちと幼稚園に取入れることが望ましいし、それ以上に幼稚園にふさわしい花を愛する心、美にあこがれる心、花を培う芸術経験の平和生産教育が、幼稚園教育にいとまれることを切望している。

花には生き生きとした生命の躍動がうかがわれる。幼児の直視は、その純心な魂に、美しい心情を自然に培うものである。土に親しむ保育、花を培う勤労愛好の劳作保育にさらには、その美しく咲いた花を、神仏に捧げる心には、宗教と芸術との二つのものが渾融してある。真実心、満足心、明朗心、敬虔心、柔軟心ともいわる、やさしい感情の訓練が自然のうちに培われる。

花桶に蝶も聞くかよ一大事 一茶  
私の好きな句である。一茶の豊かな信仰心と芸術の世界が躍動している。主観句と批評するには、あまりにも宗教、芸術渾融の妙境がひそんでいる。

人格の要素は、教育と宗教である。ペスタロッチやフレーベルの胸のうちには燃えるような宗教的信念が脈搏ついていた。新教育の反省期に当り、今一度ペスタロッチや、フレーベルに学び、宗教、芸術一如の保育方針を樹立し、それを中軸とする芸術経験の平和生産教育を進めていくことが望ましい。

#### (ロ) 訓練上

1、訓練計画 ミニマム、エツシエンシャル（最低要求のもの）の計画を

○社会の要望するもの

○発達に即応した無理のないもの

○自主的に行動することが出来るもの

#### 2、実施の方法

○園児たちが可能でもあり、処理出来る環境をつくる

○反復して行わせる

○家庭と連絡し、協力して行う

3、訓練の基調となるもの

教師の生活態度が、園児に重大な感化を及ぼすことを自覚し、教師自らの生活を正しく清らかにすることが何より大切である。

敬・愛・信の眞の教育的信条こそ、訓練實踐の基調である。

浦和幼稚園長 長 沼 依 山

## 一、幼稚園制度上の希望

### (イ) 設立上について

この問題については、小中高各校それぞれすでに法制化されているにも拘らず幼稚園のみ取り残されているのは洵に遺憾の極みといわなければならない。

さきに文部省では、幼稚園の設置基準や教科編制、指導要録等を法律にするため昭和二十四年秋から原案作製の協議会を組織し公私立の各関係の代表者をおつめ一ヶ年余り慎重に審議し成案を得たのであるがC I Eや公私立の関係等があつて、遂に流産に終つてしまつた。次いで、また各方面から強い要望がおこり、文部省は更に設置基準の再審議を行うことによつて、若干改めた委員会へ用意していた文部省案の提示をし委員会でも周到な検

討を加え漸く設置基準原案ができ上り次官通牒となつて昭和二十七年五月公にされたのである。

これは今度の基準の経過であるが、しかし当初から私たちは幼稚園教育の正常な充実発展のためにもこれが法制化されることを切望していたのであるが、それが一片の「望ましい設置基準」程度の次官通牒によつてなされたのでは折角の努力も仏つくつて魂入れずの感なき能わずである。勿論、これによつて各県では、条例や内規をつくつて設立上の推進を図つていであらうが基本とし母法としては生ぬるいこと夥しい。一日も早く法制化を望んで止まないものがある。

### (ロ) 助成上について (私立幼稚園の問題)

幼稚園が教育法第一条の学校となつたことは斯の道の上に一大躍進であるが、それだけ運営の面に責任を考えねばならない。

つまり学校体系として諸般の設備や内容の充実、一日々々の操作を良心的に而も完全に運んでいかなければならないのである。そこで、問題は経営上の苦心ともなるのであるが幸に私学法の明示によつて助成の途が開かれ

或いは振興会が発足したり共済会が起されたり地方府県では助成金の交付をしたりしているが、これは主として学校法人を対照としているため現在大多数の私立幼稚園はこの恩恵に浴することができない実情で、恐らくは各府県を通じ九〇％は学校法人に非ざる幼稚園であろう。

私は昭和二十六年度と二十七年年度の保育大会に非法人幼稚園助成の問題を提議したり、強調したりして満場の賛成を得たのであるがこれも遠吠えに終つた感がないでもない。たゞ、多くの幼稚園が一日も早く学校法人になることであるが、しかし、地方によつては右から左というわけにもいかない。それは地元市町村からでも、先づ温い育成上の支援の手が差しのべられるようにならなければならないが、特に地方の人口少い町村にある幼稚園になお且つ然りと考えるのである。

### (ハ) 課税上について

法人でない幼稚園に今一つ大きな問題が迫つていことは課税のことであるが、これから相当に圧力を加えてくるのではないかと思う。今までも法人になるときの贈与税とか所得税とかなかなか八釜しかつたが今度は附加

価値税とか市町村民税、固定資産税、事業税所得税等である。事業税や市町村民税は府県や地元自治団体の考慮で若干の幅はとられてゐるが其の他は非課税条文中に学校法人（或いは民法第六十四条第四項の法人が行う学校）と規定されてゐるために非法人学校には相当深刻に追究されてゐる所もあるという。

加えて法人でない幼稚園に所得税賦課が強烈になつてきた所もあるが、幼稚園教育全体のためにもこれを軽々に看過することなく私どももこれに対策を講じ政府の反省と考慮を求めなければならぬことであらう。

### (二) 幼稚園教員養成について

現在、地方の幼稚園運営上大きな問題として教員のことその一つで幼稚園で最も適格の教員を得るために何れも困難を感じてゐるのではないかと思う。それは幼稚園教員として育成されたものが少いことやその養成機関が整備されていない為めということができ

る。地方の実情としては、おしなべて、旧制高女を卒えたものや新制高校修了者か、若しくはそれに若干の幼稚園教育を施されたものが（即ち産免所持者）教師陣を補つてゐるのである。

この人々が園にはいり一年乃至二年を経て漸く一人前の活動ができるようになることと結核問題とか転職とかのことで又、園を去つて行くものも少くないのである。

それになお一つは、いま、全国的に保育所保母の養成機関が厚生省の奨励によつて、各都道府県の公立が設けられ（二十七府県）全部、新制高校卒業生を収容し、二ヶ年の課程をもつて、生徒一人に月八百円或いは千円位の給付をし、教師は多く地方大学の教授連若しくはこれに準ずるものが指導してゐるのであるが、この卒業生が全面的に実務に携わるようになるときは、或いは幼稚園教員を上廻る教養度をもつことにならう。

そこで考えることは、文部省として幼稚園教員養成のため体系づけた施策をたてることである。つまり、一案を提供すれば各地方大学で各府県の委嘱によつて、小学校の仮免養成などをやつてゐるようにならぬお然りであるが、何れにしても教員養成の原則的な機関である地方大学に幼稚園教員養成科（課程）を附設（若しくは附置）し勿急に幼稚園教員の不足を補ひ且つ資質向上に寄与されて、以て幼稚園教育の機能として

のバランスをとつて貰うよう切望に堪えない。

(ホ) 右のほか保育所と幼稚園との関係無認可幼稚園の取締り、幼稚園教員の免許制度の改正等々過渡期の問題としてのみ放置しておけない喫緊の要事であると思う。

## 二、現在の保育の實際上特に重要と思う点

### (イ) 保育方針について

教育法七十七条に幼稚園の方針というか、目的といふか旧勅令時代と全然違つた観点にたたなければならぬことは分りきつたことで、而も、その次の七十八条の目標達成の五項目が述べられてゐるので、これによつて各マカリキユラムを編成してゐるのが操作の常道となつてゐると思う。

こんどの次官通牒を見ると、教育課程の所に「幼稚園の教育課程は文部省の編集に係る幼稚園教育要領を基準とする」とあつて、末尾の備考に「幼稚園教育要領とあるは幼稚園教育要領が刊行されるまで『保育要領』をもつてこれにかえるものとする」とある。この保育要領も昭和二十二年度に文部省から試案

として刊行されたもので、勿論、当時各々權威の意見を結集したものと史料されるが、試案はどこまでも試案で、多少の問題点もあると思う。

そこで、この準拠すべき幼稚園教育要領であるが、幾多の叢智をきゆう合し出刊を進めていることはきいてゐるが私ども地方人はこれが一日も早く日の目を見せて貰いたいことである。そうして、就学前の幼児教育の実際上の指針を明示し、名実ともに權威あるものとし、しかも、私どもはこれに立脚して地方色の個性を盛つた課程案をつくつていきたいのである。

#### (ロ) 訓練上について

これは余りに大きな問題で、幾多の論点があり僅かの行数で始末することは難しい事柄である。

昨年、文部省から指導要領が出て、一応訓練についての目鼻がついたと思う、この指導要領についても、本年の松江の保育大会にも最近甲府に開かれた文部省主催の教員研修会でもいろいろ論議が重ねられたが、幼稚園教育者がもつこの指導要領についての認識と研究が必要であることを切実に考えさせられたのである。

たのである。

幼児期の子供が各方面から他の時期と同じでない特質をもつてゐることは言をまたないが、それだけ保育に対する慎重な計画が立てられなければならない。例えば生活環境のこゝとや現社会的の影響、子供自身の本質、家庭の職業関係等いろいろ幼児生活指導の面から考慮を加うべきであらう。殊に衛星都市の子供と地方都市の子供たちの補導的指導は大きな関心を持つべきで、幼稚園の教師がただ園内の指導に止まらず途上に家庭に随所随時その訓練に温い而も溢るる熱意をもつてこれに応えなければならぬ。

保育要領にしても発達段階に応じ或いは身体的、知的、情緒的、社会的について等、各方面の要目を捉え、よい習慣とか、責任感とか自主精神とか詳かに説いてゐるが要は指導者のよき実践を待たなければならぬことである。(これは何れ愚見を發表する機会があるらう。)

#### (ハ) 保健上について

この問題についても、こんどの次官通牒によると「養護教員はおくことが望ましい」とあり「園医と園歯科医は置くものとする」と

はつきり示されてあるが、これらは恐らく今日の実情に立脚した建前からそうしたものと思われる。教育法七十八条の冒頭第一項に健康、安全と身体諸機能の調和的発達を図ることが力説され、保育要領の健康保育の問題にも「幼児の健康を保ち十分の発育をとげさせる云々」とあるが、これに対して健康記録とか環境浄化とか運動、休息、衛生的習慣、栄養、予防が実践面として揭示されている。これも要約すれば指導要録の生活指導と相まつて、教師のたゆまざる活動に期待されるわけである。

特に地方の—或るいは農漁村地帯を背景とする幼児生活には殊に衛生指導上、幼児の家庭と密接な連絡をとつて、保健に関するデータでも出して家庭の注意を喚起することは最も必要な措置であらう。今一つは幼稚園の給食の問題であるが最近その声も薄らいで来たのは到底実現の可能性がないことに基因していることと思うが、若し園の力でこれを行うことが出来たら現在小学校の給食以上に効果をもたらすことを信じて止まない。